# 競争参加資格審査よくあるご質問

# 1. 申請に関して

### 【共通】

- Q. 資格審査申請書は、関東財務局のみに提出すれば全国の財務局において有効な資格となるのか。
- A. 各財務局で個別に申請書等の審査を実施しているため、関東財務局に提出されたもの は関東・甲信越地区においてのみ有効です。従って、各地区を管轄する財務局ごとに資格 の申請をしていただく必要があります。

ただし、インターネット一元受付期間中にインターネットにより申請した場合は、インターネット一元受付を利用している省庁等のうち、申請を希望する省庁等に一括申請をしたことになります。

- Q. 既に他の地区の財務局で資格を付与され、関東地区でも資格を得たいが、どのように申請すればよいか。
- A. 上記のとおり財務局ごとに審査をおこなっているため、関東地区で資格を得たい場合は、関東財務局へ申請していただく必要があります。

その方法としては、通常の申請書の提出による方法のほか、別紙第4・5号様式「名簿 登録申請書」による申請も可能です。

- Q. 資格審査申請書を関東財務局に提出後、審査結果が通知されるまでに要する期間はどのくらいか。
- A. 通常、申請後1か月程度で審査結果を通知しておりますが、確認に時間を要する場合 等には1か月以上要する場合もあります。
- Q. 納税証明書は何を提出すればよいか。
- A. 発行から3か月以内のもので、未納の税額がないことの証明(「「法人税」又は「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額はありません。」と記載されたもの)を提出してください。

なお、法人の場合は「その3の3」、個人の場合は「その3の2」を提出してください。

- Q. 別紙第1・2号様式(その1)の電話番号は担当者の電話番号を書けばいいのか。
- A. 受付票の電話番号と同じく、連絡のつく番号を記入してください。

### 【建設工事】

- Q. 経営事項審査(経審)の有効な審査基準日はありますか。
- A. 申請日より1年7か月以内の審査基準日のものが有効です。

公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、少額の建設工事の場合を除き毎年経営事 項審査を受けることが義務付けられています。

- Q. 新しい経審で総合評定値が上がった場合、再度の申請ができるか。
- A. 再度の申請はできません。
- Q. 建設工事の申請書類のうち「適用除外誓約書」について、「○○保険法第○条に規定する・・・」という箇所に何法の何条が適用されるのか分からない。
- A. お手数ですが、健康保険・厚生年金保険に関しては管轄の年金事務所、雇用保険に関 しては管轄のハローワークにお問い合わせ願います。

#### 【測量等】

- Q. 測量・建設コンサルタント等の別紙第2号様式(その3)の「28. 常勤職員の数」はどのように書けばいいか。
- A. ①技術職員数、②事務職員数、③その他の職員数の合計を、④計に記入してください。 なお、⑤役職員数は内数になります。
  - ※④計と受付票の「7.総職員数」は一致させてください。

# 2. 変更届に関して

#### 【共通】

- Q. 登録内容に変更があった場合、変更届はどこに提出すればよいか。
- A. 登録を申請した各財務局に提出していただく必要があります。各財務局で個別に変更 届の審査を実施しているため、関東財務局に提出されたものは関東財務局においてのみ 有効となります。

- Q. 変更届の項目「登録業種名」とは何を記載するのか。
- A. 等級決定通知書の業種区分を記入願います。
- Q. 変更届の項目「資格決定通知書の交付年月日・番号」は何を記載するのか。
- A. 交付年月日は等級決定通知書の右上に記載されている年月日を記入して下さい。 番号は等級決定通知書の中段に記載されている6桁の受付番号を記入して下さい。
- Q. 代表者以外の役員に異動があったが変更届は必要か。
- A. 不要です。
- Q. 業種追加(又は削除)した場合は何らかの手続きが必要か。
- A. 会社全体(本支店ともに)で業種を削除した場合は、変更届を提出して下さい。 業種の追加については、当局でその業種に係る審査をする必要があるので、新たに追加する業種分のみの資格審査申請書を提出していただく必要があります。

その際、通常の申請の際に必要な書類に加え、すでに交付済みの等級決定通知書 (写)を提出してください。

この場合、受付番号を2つ持つ事になります。よって、各種変更手続きが必要な場合、受付番号の各々の変更届が必要となります。

- Q. 支社・営業所においてのみ業種を追加(又は削除)した場合は何らかの手続きが必要か。
- A. 支社・営業所については不要です。
- Q. 建設業許可の変更があった場合で、変更届が必要になるのはどのような場合か。
- A. 建設業許可の区分が「国土交通省」から「都道府県知事」(又はその逆)に変更になった場合には、変更届の項目「変更事項」に「①許可番号と②営業所の廃止(又は追加)」を記載した上で提出していただく必要があります。

(参考) 以下の場合は変更届の提出は不要です。

- ・一般建設業から特定建設業への変更。 (逆の変更も同様です。)
- 建設業許可の更新があった場合。
- ・経営事項審査を更新した場合。 (更新後の経営事項審査の提出も不要です。)
- ・なお、測量に関しては、許可の更新や建設コンサルタントの部門登録(又は削除)に ついても変更届の提出は不要です。

- Q. 変更届が受理されたことを確認したい場合にはどのようにすればよいか。
- A. 変更届の提出時に、変更届のコピー1部と返信用封筒(切手貼付済み)を同封いただければ、当局の受領印を押印の上返送いたします。
- Q. 変更届が受理された場合、変更後の内容で等級決定通知書は再発行されるのか。
- A. 再発行しておりません。交付済みの等級決定通知書を引き続きご使用願います。

## 3. 電子調達システムに関して

### 【共通】

- Q. 電子調達システム上で利用者登録申請を行う際、「資格番号(等級決定通知書に記載されている6桁の番号)」を入力しても資格番号が誤っている旨表示されて登録できない。
- A. 資格番号入力欄は11桁で入力する必要があります。関東財務局で発行している番号は 6桁となっていますので、あたまに「0」を 5個入力した後、等級決定通知書の 6桁の番 号を入力してください。

# 業種別等級区分及び予定価格の範囲

〔(1) 付与数値:等級 (2) 予定価格の範囲〕

## 1. 建設工事(総合建設工事)

(1) 1, 250以上 : A

1,100以上 1,250未満 : B 850以上 1,100未満 : C

850未満 : D

(2) A:72,000万円以上

B : 30,000万円以上 72,000万円未満 C : 6,000万円以上 30,000万円未満 D : 6,000万円未満

### 2. 建設工事(総合建設工事以外の工事)

(1) 900以上 : A

700以上 900未満 : B

700未満 : C

(2) A:1,500万円以上

B: 500万円以上 1,500万円未満 C: 500万円未満

## 3. 測量・建設コンサルタント等

(1) 145以上 : A

85以上 145未満 : B 30以上 85未満 : C

(2) A:1,000万円以上

B: 350万円以上 1,000万円未満 C: 350万円未満